

平成30年度

財政援助団体等
監査結果報告書

飯山市監査委員

監委 24 号

平成 30 年 11 月 27 日

飯 山 市 長 様

飯山市監査委員 服部 晴邦

飯山市監査委員 山崎 一郎

平成 30 年度 財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 30 年度財政援助団体等監査を都市監査基準に準拠して実施したので、その結果について同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。

平成30年度 財政援助団体等監査報告書

1 監査の対象

平成29年度において補助金等の交付を受けた下記の団体・個人及び公の施設の管理を行った指定管理者に対し監査を実施した。

【1】補助金等

補助金・交付金・負担金の内容	団体名等
(1) 景観形成推進事業 花修景事業補助金	くわながわフラワーロードの会、本町区、斑尾高原観光協会
(2) さわやか婚活応援事業 応援事業交付金	ii 活プロジェクト実行委員会
(3) 経営所得安定対策等推進事業補助金	飯山市農業再生協議会
(4) 就農者振興対策事業補助金	ながの農業協同組合 他
(5) 森林整備事業 公社造林分収交付金	秋津地区財産管理委員会
(6) 中山間地域等直接支払交付金	柳原地区 藤沢区
(7) 協働のもりづくり事業交付金	上野の森の会 関沢区
(8) 民生児童委員協議会交付金	飯山市民生児童委員協議会
(9) 中山間地域介護サービス提供体制確保モデル事業補助金	ヘルパーステーションゆきつばき、いいやまの郷ヘルパーステーション、北信州みゆき介護センター
(10) 起業支援ネットワーク推進事業 店舗改修費補助金	(株)長野ライス (株)田中屋酒造店
(11) 起業支援ネットワーク推進事業 起業支援補助金	ぽっぽ動物病院 フィオレンティーナ
(12) 宿泊施設整備補助金	戸狩温泉スキー場(株)
(13) 地域おこし企業人負担金	クラブツーリズム(株)

【2】公の施設の管理

指定管理施設の内容	指定管理者
(1) 飯山市寺まち交流館	一般社団法人 信州いいやま観光局
(2) 飯山市北竜湖総合交流ターミナル施設	北竜湖観光協会
(3) 飯山市ケアセンター湯の入	社会福祉法人 飯山市社会福祉協議会
(4) 飯山市民体育館 飯山市営野球場 飯山市営庭球場 長峰マレットゴルフ場 飯山市勤労者体育館 飯山市武道館 飯山市弓道場	特定非営利活動法人 飯山市体育協会

2 監査日程 平成 30 年 9 月 28 日、10 月 1 日、2 日、3 日（4 日間）

3 監査場所

次の団体については、当該団体の事務所等で行い、その他は市役所 4 階第 2 委員会室で実施した。

- ・ 社会福祉法人 飯山市社会福祉協議会
- ・ 特定非営利活動法人 飯山市体育協会

4 監査等の着眼点

補助金の交付を受けた団体の事業の執行状況及び公の施設の管理を行った指定管理者の当該施設の管理状況、当該補助事業及び管理が目的に沿って適正に実施され、当該目的に見合う成果があったか、また主管課において当該補助事業及び管理に係る指導監督、事務手続きが適正に行われたかについて監査を実施した。

5 監査の方法

監査は、監査対象をあらかじめ抽出し、抽出したものについて監査を行った。監査の実施にあたっては、主管課にあらかじめ監査調書及び関係書類の提出を求め、監査当日はそれらの書類と主管課において保管されている当該団体の補助金に関する書類・帳簿等について担当者より説明を聴取し、調査・照合を行う方法による書面監査を実施した。

なお、団体の事務所等で行った監査にあたっては、あらかじめ提出された監査調書と当日関係書類の原本の提示を求めるなどして書類上の調査・照合を行うなかで現地監査を行った。

6 監査の結果

補助金の交付を受けた団体及び個人の事業の執行及び公の施設の管理を行った指定管理者の管理、主管課における補助金の決定から交付に至るまでの諸手続きは法令等にのっとり概ね適正に処理されているものと認められた。

引き続き、補助団体、指定管理者と主管課は適切・適正な事業執行が図られ、それぞれ所期の目的以上に成果があがるよう連携を取りながら進められたい。

なお、個別の監査結果については、詳細事項のとおりである。

詳細事項

1. 補助金（補助金・交付金・負担金）

団体等名称	くわながわフラワーロードの会、本町区、斑尾高原観光協会	NO. 1
主管課	まちづくり課	
監査対象業務	・ 補助事業名 花修景事業補助金 ・ 補助金額 59,000 円 ・ 事業内容 ①地域の沿道や区の共有地などに緑化活動を行うグループに対し、経費の一部を補助することで、魅力あるふるさと風景づくり、飯山に訪れる人に好感をもってもらえるような活動に支援する。 ②補助額は補助対象経費の 1 / 2 以内（上限 20,000 円）	
監査結果	①補助目的に沿って、補助金が適正に支出されていることを認める。 ②全ての団体で、収入・支出に係る事務処理、関係書類の整備は適正であった。	

団体等名称	ii 活プロジェクト実行委員会	NO. 2
主管課	移住定住推進課	
監査対象業務	・ 補助事業名 さわやか婚活応援事業 応援事業交付金 ・ 補助金額 635,017 円 ・ 事業内容 ①少子化の要因でもある未婚化、晩婚化に対する取組として、独身男女の参加者を集い、気軽に出会いを楽しむイベントの開催など、出会いの機会を創出する事業に対し交付金を交付する。 ②補助対象経費から参加費、その他の収入額を控除した額（1 事業につき 200,000 円を限度）を補助している。	
監査結果	①飯山市さわやか婚活応援事業交付金交付要綱に沿って、補助金が適正に支出されていることを認める。 ②収入・支出に係る事務処理、関係書類の整備は適正であった。 ③事業開始から 6 年間、総額約 400 万円の事業費に対し、把握している成婚者は 5 組とのことである。費用対効果での判断が難しい事業ではあるが、参加者が増加する取組などについて工夫・検討された。	

団体等名称	飯山市農業再生協議会	NO. 3
主管課	農林課	
監査対象業務	・ 補助事業名 経営所得安定対策等推進事業補助金 ・ 補助金額 6,305,211 円（うち国・県補助金 6,279,000 円） ・ 事業内容 ① 農家の経営の安定に資するため、国から補助金や交付金が交付される。その根拠となる面積や需給調整実需者の確認、助成金の算定、水田台帳データ入力等については飯山市農業再生協議会が行っており、その経費について補助金を支出している。 ② 補助対象経費の補助率は 100% 国・県補助金である。	
監査結果	① 経営所得安定対策等推進事業実施要項に沿って、補助金が適正に支出されていることを認める。 ② 収入・支出に係る事務処理、関係書類の整備は適正であった。	

団体等名称	(有) 雪国、(有) 春日農園、(有) 飯山フーズ	NO. 4 - 1
主管課	農林課	
監査対象業務	・ 補助事業名 就農者振興対策事業補助金 飯山市菌茸機械電気設備・新冷媒空調設備更新事業補助金 ・ 補助金額 750,000 円（各団体 250,000 円） ・ 事業内容 ① きのこ生産農家の生産の効率化及びコストの低減化の支援のため、機械電気設備・新冷媒空調設備の更新に要する経費の一部を補助する。 ② 補助額は補助対象経費の 1 / 4 以内（上限 250,000 円）	
監査結果	① 飯山市菌茸機械電気設備・新冷媒空調設備更新事業補助金交付要領に沿って、補助金が適正に支出されていることを認める。 ② 収入・支出に係る事務処理、関係書類の整備は概ね適正であった。	

団体等名称	ながの農業協同組合	NO. 4-2
主管課	農林課	
監査対象業務	・ 補助事業名 就農者振興対策事業補助金 飯山市みゆきポーク生産振興対策事業補助金 ・ 補助金額 1,870,426 円 ・ 事業内容 ①みゆきポークの生産振興を図るため、ながの農業協同組合が実施する、みゆきポーク生産振興対策に要する経費に対し補助金を交付する。 ②母豚の更新に係る経費の補助額は1/3以内、加工品開発又は販売対策に係る経費の補助額は1/2以内	
監査結果	①飯山市みゆきポーク生産振興対策事業補助金交付要綱に沿って、補助金が適正に支出されていることを認める。 ②収入・支出に係る事務処理、関係書類の整備は概ね適正であった。	

団体等名称	個人6名	NO. 4-3
主管課	農林課	
監査対象業務	・ 補助事業名 就農者振興対策事業補助金 飯山市畦畔管理省力化事業補助金 ・ 補助金額 141,000 円 ・ 事業内容 ①水田畦畔の草刈り作業の軽減を図るため、畦畔に植える芝種子購入費を補助する。 ②補助額は芝種子購入費の1/2以内（上限30,000円）	
監査結果	①飯山市補助金基準、飯山市畦畔管理省力化事業補助金交付要綱に沿って、補助金が適正に支出されていることを認める。 ②収入・支出に係る事務処理、関係書類の整備は適正であった。	

団体等名称	秋津地区財産管理委員会	NO. 5
主管課	農林課	
監査対象業務	・ 交付金事業名 森林整備事業 公社造林分収交付金 ・ 交付金額 539,080 円（全額長野県林業公社） ・ 事業内容 ① 平成8年に廃止された各地区財産区の土地について、市が長野県林業公社と分収造林契約を締結し、市を介して地元財産管理委員会へ交付する。 ② 造林による収益は長野県林業公社 70%、土地所有者 30%であり、秋津地区財産管理委員会と承諾書を交わしている。	
監査結果	①事務および会計処理は適正であった。	

団体等名称	柳原地区、藤沢区	NO. 6
主管課	農林課	
監査対象業務	・ 補助事業名 中山間地域等直接支払交付金 ・ 交付金額 柳原地区 7,667,680 円（うち国県費 5,750,760 円） 藤沢区 7,141,027 円（うち国県費 5,355,769 円） ・ 事業内容 ①一定の傾斜要件を満たす田を集落共同で5年間耕作・保全することを条件に、農地面積に応じ交付金を交付することで、地域の水路や農道などの維持補修、高齢等により耕作不能地が発生した場合の別農家によるサポート体制の整備など、営農活動の継続及び荒廃地の発生抑制効果を図る。 ②地目別、区分別に要綱の中で交付額が定められている。	
監査結果	①飯山市補助金等交付規則、飯山市中山間地域等直接支払交付金交付要綱に沿って、補助金が適正に支出していることを認める。 ②両区ともに、収入・支出に係る事務処理、関係書類の整備は適正であった。	

団体等名称	上野の森の会、関沢区	NO. 7
主管課	農林課	
監査対象業務	・ 補助事業名 協働のもりづくり事業交付金 ・ 交付金額 上野の森の会 100,000 円 関沢区 200,000 円 ・ 事業内容 ①過疎化、高齢化等により森林の管理が困難となっている地域において森林整備を進め、森林の持つ多様な機能を回復させ、その保全を図るために行う里山の下草刈り等に対し交付金を交付する。 ②交付金額は森林面積 1 ヘクタールあたり 200,000 円以内とし、当該年度における 1 団体の交付金の限度額は 500,000 円。	
監査結果	①飯山市協働のもりづくり交付金交付要綱に沿って適切に実施されていることを確認した。 ②収入・支出に係る事務処理、関係書類の整備は適正であった。	

団体等名称	飯山市民生児童委員協議会	NO. 8
主管課	保健福祉課	
監査対象業務	・ 補助事業名 民生児童委員協議会交付金 ・ 交付金額 981,000 円 ・ 事業内容 ①民生委員、児童委員の職務の円滑な遂行を支援し、その活動の推進を図るため交付金を交付する。 ②交付額は予算の範囲内において市長が別に定める。 ③収入決算額 2,082,607 円、支出決算額 1,580,785 円で、収入決算額のうち市交付金は 981,000 円となっている。	
監査結果	①飯山市補助金等交付規則、飯山市民生児童委員協議会交付金交付要綱に沿って適切に実施されていることを確認した。 ②収入・支出に関する事務処理及び処理に伴う領収書等の整備は適正になされていた。	

団体等名称	ヘルパーステーションゆきつばき、いいやまの郷ヘルパーステーション、北信州みゆき介護センター	NO. 9
主管課	保健福祉課	
監査対象業務	・ 補助事業名 飯山市中山間地域介護サービス提供体制確保モデル事業補助金 ・ 補助金額 - ヘルパーステーションゆきつばき 503,051 円 - いいやまの郷ヘルパーステーション 194,513 円 - 北信州みゆき介護センター 192,809 円 ・ 事業内容 ①中山間地域における訪問系介護サービスの確保を図るため、市内に所在する介護保険事業者が市内に住所を有する利用者に対して訪問介護サービスを提供する事業に要する経費に対し補助金を交付する。 ②長野県のモデル事業（県が1／2を負担） ③一定距離を超える分の移動コストについて助成。往復 20km を超える移動経費支援 1kmにつき 37 円、移動手当 1 訪問につき 500 円。	
監査結果	①飯山市中山間地域介護サービス提供体制確保モデル事業補助金交付要綱に沿って適切に実施されていることを確認した。 ②収入・支出に関する事務処理及び処理に伴う領収書等の整備は適正になされていた。	

団体等名称	(株)長野ライス、(株)田中屋酒造店	NO. 10
主管課	商工観光課	
監査対象業務	・ 補助事業名 起業支援ネットワーク推進事業 飯山市店舗改修事業補助金 ・ 補助金額 (株)長野ライス 500,000 円 (株)田中屋酒造店 500,000 円 ・ 事業内容 ①市内店舗における集客力の向上を図るため、魅力ある店舗への改修工事等の経費について補助を行う。 ②補助額は補助対象経費の1／2以内（上限 500,000 円）、おむつ交換用ベビーシートの設置工事については補助対象経費の10／10（上限 300,000 円）。	
監査結果	①飯山市店舗改修事業補助金交付要綱に沿って適切に実施されていることを確認した。 ②収入・支出に関する事務処理及び処理に伴う領収書等の整備は適正になされていた。	

団体等名称	ぽっぽ動物病院、フィオレンティーナ	NO. 11
主管課	商工観光課	
監査対象業務	・ 補助事業名 起業支援ネットワーク推進事業 飯山市起業支援事業補助金 ・ 補助金額 ぽっぽ動物病院 1,000,000 円 フィオレンティーナ 1,000,000 円 ・ 事業内容 ①市内において起業（創業）しようとする者（個人・法人）へ補助することにより、地域経済への貢献や雇用創出、地域振興を図る。 ②市内に居住し住民票に記載されている者は補助対象経費の1/2以内、それ以外の者は1/3以内（上限1,000,000円、駅周辺地区の場合2,000,000円）	
監査結果	① 飯山市起業支援事業補助金交付要綱に沿って適切に実施されていることを確認した。 ②収入・支出に関する事務処理及び処理に伴う領収書等の整備は概ね適正になされていた。	

団体等名称	戸狩温泉スキー場(株)	NO. 12
主管課	商工観光課	
監査対象業務	・ 補助事業名 宿泊施設整備補助金 ・ 交付金額 2,500,000 円 ・ 事業内容 ①市内の宿泊施設への国内外からの誘客を図るため、宿泊施設の改修工事に要する経費に対し助成する。 ②補助額は補助対象経費の1/2以内（上限2,500,000円）	
監査結果	①飯山市宿泊施設整備事業補助金交付要綱に沿って適切に実施されていることを確認した。 ② 収入・支出に係る事務処理、関係書類の整備は適正であった。	

団体等名称	クラブツーリズム(株)	NO. 13
主管課	広域観光推進室	
監査対象業務	・ 補助事業名 地域おこし企業人負担金 ・ 補助金額 2,250,000 円 ・ 事業内容 ①地域活性化への効果的、効率的な取り組みを展開するため、国が連携する「地域おこし企業人交流プログラム」推進要綱に基づき、信越自然郷ならではの旅行商品造成や宣伝企画を推進するため、専門知識を有する旅行会社から派遣された社員の人件費を負担する。 ②負担金額のうち年額 3,500,000 円を上限として国から特別交付税として交付される。	
監査結果	①事務処理、関係書類の整備は適正であった。 ②宿泊客の増加にもつながり、補助金が十分活用されていることを認識した。	

2. 公の施設の管理

団体等名称 (指定管理者)	一般社団法人 信州いいやま観光局	NO. 1
主管課	まちづくり課	
監査対象業務	・ 指定管理施設の内容 飯山市寺まち公園（飯山市寺まち交流館） ・ 指定管理委託料（29 年度） － 円 ・ 事業内容 ①市が設置した「飯山市寺まち公園」において、適正かつ効率的な運営を図る。指定管理期間は平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで。 ②飯山市寺まち公園内施設、飯山市寺まち交流館で特色ある事業を自主的に企画し実施することで、施設の魅力があがり、利用の促進を図る。 ③管理経費は無料とし、寺まち公園に係る利用料金を管理者が収受する。	
監査結果	① 市との協定に基づき施設を適正かつ円滑に管理・運営がされていると認めた。	

団体等名称 (指定管理者)	北竜湖観光協会	NO. 2
主管課	商工観光課	
監査対象業務	・ 指定管理施設の内容 飯山市北竜湖ターミナル施設 ・ 指定管理委託料（29 年度） 175,000 円 ・ 事業内容 ①北竜湖の来訪者の利便性を図り、北竜湖周辺の観光の振興に資する。指定管理期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで。 ②4 月～10 月までの 7 か月間分の公衆用トイレ清掃業務として 175,000 円を支出。	
監査結果	①市との協定に基づき施設を適正かつ円滑に管理・運営がされていると認めた。	

団体等名称 (指定管理者)	社会福祉法人 飯山市社会福祉協議会	NO. 3
主管課	保健福祉課	
監査対象業務	・ 指定管理施設の内容 飯山市ケアセンター湯の入 ・ 指定管理委託料 (29 年度) 14,116,000 円 ・ 事業内容 ①指定管理期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで。 ②施設・設備の管理を行い、併せて高齢者へのふれあいの場を提供し、要介護状態になることを予防し、可能な限り地域において自立した日常生活が送れるよう介護予防教室「脳いきいき教室」「転倒予防教室」「すこやか倶楽部」などを運営している。	
監査結果	①市との協定に基づき施設を適正かつ円滑に管理・運営がされていると認めた。	

団体等名称 (指定管理者)	特定非営利活動法人飯山市体育協会	NO. 4
主管課	スポーツ推進室	
監査対象業務	・ 指定管理施設の内容 1) 飯山市民体育館 2) 飯山市営野球場 3) 飯山市営庭球場 4) 長峰マレットゴルフ場 5) 飯山市勤労者体育館 6) 飯山市武道館 7) 飯山市弓道場 ・ 指定管理委託料 (29 年度) 19,841,000 円 ・ 事業内容 ①飯山市体育施設条例 (平成 28 年 4 月 1 日施行) に基づき、飯山市と特定非営利活動法人飯山市体育協会との間で締結した協定書に基づき施設を管理・運営している。指定管理期間は平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで。 ②上記 7 社会体育施設の使用申込受付、備品貸出、使用料徴収、施設設備・備品の維持管理、管理に伴う人件費・光熱水費等の支払い等の維持管理業務を行っている。	
監査結果	①市との協定に基づき施設を適正かつ円滑に管理・運営がされていると認めた。	